

浄化槽 水をきれいにリサイクル

河川の汚れを防ぎ、水をきれいにしましょう

平成30年度 合併処理浄化槽の補助金の申請を受け付けます

▶対象地域

町内全域（ただし、公共下水道及び農業・林業集落排水事業等の事業計画区域となる地域は、その年度から対象外です。）

▶対象事業

専用住宅に10人以下の合併処理浄化槽を設置する場合で、次の条件を満たすもの。

- (1)美作県民局環境課へ浄化槽設置の届出をし、審査を受けているか、県の建築確認を受けていること。
- (2)専用住宅を借りているときは、所有者の承諾を得ていること。
- (3)平成31年3月末日までに事業が完了し、実績報告書が提出できること。

▶申請期間

平成30年4月～

申請書類は本庁上下水道課にあります。また、鏡野町のホームページからもダウンロードできます。

▶申請受付採択基準

(1)公共下水道及び農業・林業集落排水事業の全体計画区域外の地域。（全体計画区域内でも一部補助対象になる地域もあります。）

*申請の採択は鏡野町が別に定める申請受付採択件数の範囲内とし、先着順で受け付けを行います。

*申請件数が採択件数（H30予定基数20基）に達した時点で受け付けを終了致します。

(2)前年度分までの税金等を完納していること。（税金等とは、鏡野町税条例第3条に規定する町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、有線テレビ使用料、保育料及び学校給食費等です。）

▶補助金限度額

平成30年度の補助金額は、下表のとおりです。詳しくは、上下水道課へお問い合わせ下さい。

平成30年度補助金額

地区名	延べ面積	家族単位	人槽区分	限度額	加算額
町内全域	130m ² 未満	小家族住宅	5人槽	332,000 円	256,000 円
	普通家族	7人槽	414,000 円	312,000 円	
	130m ² 以上	2世帯・大家族住宅	10人槽	548,000 円	448,000 円

*下水道整備全体計画区域内で事業計画区域外の地域には限度額を交付。

*下水道整備全体計画区域外の地域には限度額+加算補助金を交付。

*浄化槽の設置に伴って単独処理浄化槽の撤去が行われる場合には、限度額に撤去に要する費用の額（9万円を上限とする。）をえた額を限度額とする。

※設置後7年以上経過していれば、撤去新設する場合に再度補助金が受け取れます。

以前に町から補助金を受け取り設置した浄化槽が老朽化して、新たに撤去新設する場合に補助金の申請が可能となりました。

（老朽化の修繕は対象となりません。撤去新設する場合のみ対象です。注意して下さい。）

お問い合わせ先 鏡野町上下水道課 下水道係 電話(0868)54-0001(直通)